

6月20日より建築確認申請等の内容が変わりました

建築物の安全性の確保を図るため建築基準法が大幅に改正されます。
 主な内容は次のとおりです。

1. 建築確認審査期間の延長

一定規模以上及び一定の用途に該当する建築物の法定審査期間が21日以内から35日以内に延長されます。

また、構造計算適合性判定等に伴う合理的な理由があれば最大70日まで延長されます。

2. 構造計算適合性判定の義務付け

一定規模以上の建築物の構造計算は、従来の確認審査のほかに都道府県知事または知事が指定する構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定審査が必要になります。

3. 中間検査の義務付け

対象建築物 階数が3以上(地階を含む)の共同住宅

検査時期 2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工程を終えたとき

4. 建築確認申請等手数料の改正(金額は別表のとおり)

建築確認申請手数料、完了検査申請手数料が改正されました。また、構造計算適合性判定、中間検査、計画通知などの手数料が新たに徴収されることとなります。

5. 建築確認の厳格化

申請図書の作成にあたっては、図書の差し替え及び訂正等が原則禁止となることから、図書又は図書相互における不整合等について十分に確認をしてから提出することが必要になります。

詳しくは最寄りの仙北地域振興局建設部建築課(0187-63-3113)へお問い合わせ下さい

別表 建築確認申請等手数料

(単位:円)

床面積の合計	建築確認 ・計画通知	中間検査・ 中間工程終了通知	完了検査・完了通知	
			中間検査あり	中間検査なし
30㎡以内	7,000	12,000	12,000	14,000
30㎡超え 100㎡以内	13,000	14,000	14,000	17,000
100㎡超え 200㎡以内	20,000	21,000	21,000	23,000
200㎡超え 500㎡以内	26,000	28,000	29,000	31,000
500㎡超え 1,000㎡以内	46,000	49,000	50,000	51,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	63,000	66,000	67,000	73,000
2,000㎡超え10,000㎡以内	180,000	151,000	166,000	180,000
10,000㎡超え50,000㎡以内	313,000	251,000	273,000	286,000
50,000㎡超え	604,000	519,000	566,000	577,000

※ 構造計算適合性判定手数料は規模と構造計算方法によって、138,000円～735,000円の範囲の額となります。